













施策番号	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	官庁法第3章基本施策の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)										デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)										府省庁名						
					10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条		29条	30条	31条	32条	33条	34条
05-04	運転免許証とマイナンバーカードの一体化	運転免許証とマイナンバーカードの一体化の実現(令和6年度(2024年度)末)	一体化した免許証の交付枚数	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の免許手続については、住所変更等の際、市区町村の窓口で手続を行った後、警察署等に別途届け出が必要があるなど、国民に手続面で一定の負担が生じていた。</li> <li>令和3年度(2021年度)は、運転免許証とマイナンバーカードの一体化に伴う必要な規定を整備するため、道路交通法の一部を改正する法律案を国会に提出した(令和4年(2022年)4月成立・公布)。令和4年度(2022年度)は、一体化に伴う手続の詳細について、関係機関と連携し、検討を進める。</li> <li>令和5年度(2023年度)にマイナンバーカードの電子証明書を活用して優良運転者を対象としたモデル事業を実施。令和4年度(2022年度)継続・効果検証予定</li> <li>令和6年度(2024年度)末までに、各都道府県警察が個別に整備しているシステムを、警察共通基盤上に集約する。</li> <li>これにより、住所変更手続のワンストップ化、居住地外での迅速な運転免許証更新及びオンラインによる更新時講習受講を可能とする。</li> </ul>	○																										◎警察庁、総務省、デジタル庁
05-05	スマートフォンによる公的個人認証サービスの利用実現	システム運用開始(令和4年度(2022年度)内)	未設定(運用面、制度面の課題の検証を行う実証実験の結果や実現時期を踏まえ設定)(今後、スマートフォン搭載の実現に向けたグランドデザイン・技術仕様等の検討状況を踏まえつつ設定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル社会の形成に向けて、マイナンバーカードの機能を用いた行政手続等の利便性向上を実現するため、スマートフォンで手続等を完結できるようにすることが必要。</li> <li>この実現に必要なマイナンバーカードの機能(電子証明書)のスマートフォンへの搭載を可能とするため、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)の改正案を令和3年(2021年)通常国会に提出(令和3年5月成立・公布)したほか、令和3年度(2021年度)中に技術検証やシステム設計を実施した。</li> <li>令和4年度(2022年度)は、同年度内の運用開始を目指してシステム構築を実施するとともに、運用に向けた関係事業者との調整を進める。</li> <li>以上によって、スマートフォンで行政手続等を完結できるようになり、利用者の利便性が大きく向上するとともに、マイナンバーカード及び公的個人認証サービスの更なる利用・普及が促進される。</li> </ul>																										◎デジタル庁、総務省	
05-06	国外におけるマイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用	マイナンバーカード・公的個人認証システムの国外継続利用に必要なシステムの改修(令和6年度(2024年度)中)	マイナンバーカードを保有する全ての国民のマイナンバーカード・公的個人認証サービス(電子証明書)の国外継続利用の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号。以下この施策において「改正法」という。)による住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)等の改正に基づき、国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるよう整備する。</li> <li>令和6年度(2024年度)中のマイナンバーカード・公的個人認証サービスの国外継続利用の実現を目指す。住基ネット等の必要なシステムの構築・改修を行う。</li> <li>これにより、改正法の改正規定の施行期日(改正法の公布の日(令和元年(2019年)5月31日)から起算して5年以内で政令で定める日)以降、国外転出した日本国民の利便性が向上。</li> </ul>																										◎総務省	
05-07	コンビニ交付サービスの導入推進	コンビニ交付サービス導入市町村の人口	住民票の写しのコンビニ交付サービスの割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票の写しなどの各種証明書を取得するためには、地方公共団体窓口等で申請する手間が発生。</li> <li>地方公共団体における住民票の写しなどの各種証明について、マイナンバーカードを用いて取得するコンビニ交付サービスの導入促進を図り、令和4年度(2022年度)末までにほとんどの住民が利用できる環境を確実に構築するとともに、各地方公共団体において、住民票記載事項証明書や戸籍証明書などコンビニ交付サービスにより取得できる証明書の種類の充実を図る。</li> <li>これにより、国民のサービスの利便性の向上及び地方公共団体の窓口負担を軽減。</li> </ul>																										◎総務省	
05-08	子育て・介護ワンストップの推進	手続のオンライン化のための情報基盤の整備	手続のマイナポータル利用の人口カバー率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体への導入の推進が課題であるため、子育て・介護ワンストップサービスの普及促進に向けて、マイナポータル(びったりサービス)に令和2年度(2020年度)に介護関連手続、令和3年度(2021年度)に子育て関連手続のオンライン申請における標準様式を登録。</li> <li>令和4年度(2022年度)にはマイナポータルからマイナンバーカードを用いて子育て・介護関連手続のオンライン手続が可能となるよう、地方公共団体のシステム改修等の支援を行う。</li> <li>これにより国民は子育て・介護関連手続のオンライン申請が可能となり、国民の利便性が向上。</li> </ul>	◎	○																							(子育て) ◎デジタル庁、内閣府、個人情報保護委員会、総務省、厚生労働省  (介護) ◎厚生労働省、個人情報保護委員会、デジタル庁、総務省		
05-09	引越しワンストップサービスの推進	ワンストップサービスの取扱機関数(地方公共団体等)	引越しワンストップサービスの対象手続の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>【行政手続】</li> <li>地方公共団体の手続に関しては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号。以下この施策において「整備法」という。)により、住民基本台帳法を改正し(施行日:整備法の公布の日から2年以内)、マイナンバーカード所有者が、オンラインで転出届・転入予約を行い、転入地が、あらかじめ通知された転出届に関する情報により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図ることとした。</li> <li>マイナポータルを通じたオンラインによる転出届・転入予約の実現に向けて、令和3年度(2021年度)、関係府省庁や市区町村等の協力の下、検討会及び現地検証を実施し、マイナポータルのモックアップの作成並びに市区町村における事務フロー及び必要な準備作業等の整理を行った。</li> <li>オンラインによる転出届・転入予約の実現に向けて、住民の利便性向上及び自治体職員の業務効率化を目的とした市区町村の住民記録システム等の改修を支援するとともに、マイナポータルを改修し、令和4年度(2022年度)中に、全市区町村において、オンラインで転出届・転入予約が行えるようになる。</li> <li>【民間手続】</li> <li>民間手続に関しては、令和2年度(2020年度)から、引越しを行う者が、民間事業者が提供する引越しポータルサイトを通じて、電気・ガス・水道等の手続等を実施できるサービスを開始している。</li> <li>令和3年度(2021年度)以降については、引越しポータルサイトから手続申請(地方公共団体の手続についてはマイナポータルを経由)を行うサービスについて、民間事業者等の協力の下、同サービスの検証を行い、その方式及び効果の検証を踏まえた上で、対象手続の更なる拡大を図る。</li> </ul>	◎	○																							◎デジタル庁、個人情報保護委員会、総務省		
06-01	保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの推進	全国の医療機関等において確認できる保健医療情報のデータ項目【データヘルス改革に関する工程表に基づき、令和4年(2022年)夏を目途に、既に稼働している特定健診等情報、薬剤情報に加え、医療機関名等、透析情報等、医学管理情報を閲覧可能とする】	全国の医療機関等において保健医療情報を確認した件数【確認した件数については、今後設定(確認できる仕組みは、令和3年(2021年)10月下旬から本格稼働したところ)】	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者の保健医療情報を全国の医療機関等で確認可能とすべく、着実に取組を進める。このため、レポートに基づく薬剤情報や特定健診等情報を確認できる仕組みについて、特定健診等情報及び薬剤情報については令和3年(2021年)10月から確認できるようになっている。</li> <li>さらに、透析の情報など対象となる情報を拡大し、令和4年(2022年)夏を目途に確認できるようにする。</li> <li>これらの取組を進めることにより、患者の保健医療情報を医療機関等で確認することが可能となる。</li> </ul>																									◎厚生労働省、個人情報保護委員会		











施策番号	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	官庁法第3章基本的施策の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)										デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)										府省庁名										
					10年	11年 1項 2項	11年 3項	12年	13年	14年	15年 1項	15年 2項	16年	17年	18年	19年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年		29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年			
06-35	データをフル活用したスマート水産業の推進	水産業におけるデータ契約ガイドラインの充実(令和5年度(2023年度)まで)及びデータ標準化リストの策定(令和5年度(2023年度)まで)	データ活用の取組を展開(令和5年度(2023年度)までに4海域以上)	水産分野における、データを連携・活用・共有する取組を進めることが課題となっていることから、水産業データ連携基盤を構築するとともに、令和2年度(2020年度)にデータ活用のための有識者協議会を設置し、データポリシーの策定やデータ標準化のための検討を進め、令和3年度(2021年度)に水産分野におけるデータ活用ガイドラインを策定した。 令和4年度(2022年度)以降も、データ標準化に向けた検討を進め、策定したガイドラインの普及、見直しを行うとともにデータ標準化の方針を策定するなど、データ活用を促進する環境を整備する(令和5年度(2023年度)まで)。 これら取組を通じて、データの連携・共有・活用を図り、水産資源の評価・管理の高度化を実現するとともに、水産業を支援するサービスを創出し、データ活用の取組の展開を図る。	○	○																											◎農林水産省、デジタル庁		
06-36	水産流通適正化制度における電子化推進対策事業	県域における漁獲番号等の伝達の電子化に取り組む都道府県数(令和4年度(2022年度)までに6県)	特定第一種水産動物物の検挙件数(令和9年度(2027年度)までに半減)	水産物の流通に関しては、資源管理の徹底や、IUU(違法、無報告、無規制)漁業の撲滅等の観点から、違法漁獲物の流通防止対策の必要性が高まっている。 このため、漁業者等の届出、漁獲番号等の情報の伝達及び取引記録の作成・保存等が義務付けられる特定水産動物物の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)が令和2年(2020年)12月に成立し、令和4年(2022年)12月に施行予定。 同制度の円滑な運用に向け、関係する漁業者、漁業協同組合、流通・加工業者及び産地市場等の負担軽減を図るため電子化等体制の整備・普及を行う。			◎																								○	◎	◎農林水産省		
06-37	農林水産省共通申請サービス(eMAFF)によるDXの促進	令和4年度(2022年度)にオンライン化率(全体の申請のうち、オンライン化した手続の割合)100%	令和7年度(2025年度)にオンライン利用率(全体の申請のうち、オンライン申請の割合)60%	農業従事者数の減少及び高齢化に加えて、地方公共団体の農政担当職員等も減少している状況。農林水産業を成長産業としていくため、行政手続の申請・審査に係る労力を軽減し、農林漁業従事者が経営に、地方公共団体等の職員が農林漁業従事者のサポートに、農林水産省が効果的な政策の企画立案に注力できる環境を整備することが必要。 そのため、農林水産省が所管する法令及び補助金等の行政手続の申請に係る書類や申請項目等の技術的な見直しを進めながら、農林漁業者等が自分のスマホやタブレット等からオンラインで申請ができるようにする「農林水産省共通申請サービス(eMAFF)」を構築。また、eMAFFの利用を進めながら、デジタル地図を活用して、農地台帳、水田台帳等の農地の現場情報を統合する「農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)」を開発。あわせて、eMAFFにより得られる膨大なデータも活用した政策立案を進めるため、農林水産省職員向けのデータサイエンティスト研修を行うなどデータ活用人材の育成にも注力。 これにより、申請者はいつでも容易にオンラインで申請可能となるほか、ワンストップ、ワンスオンリー(一度登録した情報を再度入力する必要がない)など申請者の利便性が向上。また、事務負担を軽減するとともに、各種データを集約・分析して農林漁業者等へ提供することで、データ駆動型の農林水産業を実現。さらに、オンライン利用率が向上することにより、各事業の事務コストを削減し、農地の利用状況の現地確認等の技術的な効率化・省力化が可能。加えて、農林水産行政等のデータを集約し、職員の能力向上とあいまって、データを十分に活用した政策立案が可能となる。	◎	◎	◎	◎			○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎農林水産省
06-38	農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)による農地情報の一元化に資する農業委員会サポートシステムの活用	eMAFF農地ナビへのアクセス数 農業委員会等による農業委員会サポートシステムへのログイン数	全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合(令和5年度(2023年度)までに8割)	新規就農者や規模拡大を検討している農家等の担い手が農地を探す際、農地情報の収集が大きな負担となっていたため、平成15年(2015年)4月から、農地情報公開システムにて、農地の所在や面積、所有の貸付意向等を全国一元的に提供。しかしながら、農地情報公開システムにおける農地台帳のデータ更新等を全く行っていない農業委員会が一定数あることが課題。 農地情報公開システムの農地台帳等のデータ更新作業の省力化や、「デジタル地図」による農地情報の一元化に資するよう、農業委員会サポートシステムとしてシステムを見直ししたところであり、適切な運用を行う。 担い手への農地利用の集積・集約化を進め、令和5年度(2023年度)までに担い手が利用する面積が全農地面積の8割になることを目指す。																													◎農林水産省、個人情報保護委員会、デジタル庁		
06-39	航空レーザ計測等による高精度な森林資源情報を活用した施策集約化を実現するためのスマート林業等(林業イノベーション)の推進	ICT等を活用して森林施策の効率化・高精度な木材生産等を可能とする「スマート林業」や、低コスト造林モデルを導入した都道府県数(令和6年度(2024年度)までに全都道府県に導入)	私有人工林面積における集積・集約化の目標面積に対する割合(令和10年度(2028年度)末までに100%)	我が国の森林所有構造は、小規模・零細であり、森林施策が分散的に行われ効率性を欠くことが多い。そのため、面的なまとまりを持った森林の経営管理を行うには、所有者・境界を明確化し、施策集約化を進めることが必要である。 近年のデジタル技術の進展によりICTの活用可能性が広がっており、航空レーザ計測・解析による高精度な森林資源・地形情報の把握・活用や、都道府県の森林クラウド等を通じた森林組合・林業経営体等に対するこれらの情報の共有を促進してきた。 これまでの取組を踏まえ、ICTを活用して資源管理・生産管理を行う「スマート林業」の全国的な普及を推進し、高精度な森林情報や所有者・境界情報も活用した森林組合・林業経営体等による施策集約化を推進する。 特に、私有人工林において令和10年度(2028年度)末までにその半数(約310万ha)を集積・集約化することを目標として、森林の経営管理の集積・集約化を進める。																													◎農林水産省		
06-40	筆ポリゴンデータのオープンデータ化・高度利用促進	筆ポリゴンの利用件数(令和5年度(2023年度)のアクセス数1,500)	筆ポリゴンの高度利用件数(令和5年度(2023年度)までに筆ポリゴンの利用件数のうち高度利用の状況を把握する仕組みを構築)	農地の区画情報である筆ポリゴンは、一筆ごとにIDを付与して令和元年度(2019年度)からオープンデータとして提供を開始しており、民間事業者等が提供する農業サービスへの活用のほか、行政機関や農業団体の業務効率化など様々な場面で幅広く活用されている。 令和4年度(2022年度)は、令和3年度(2021年度)に構築した筆ポリゴン管理システムの利用を通じて、令和3年度(2021年度)に更新した筆ポリゴンデータに安定的な継続利用を可能にするためのID履歴を新たに付与して公開するとともに、筆ポリゴンデータの取得や利活用の検討を進めやすい環境を提供する。また、令和5年度(2023年度)の公開に向け、筆ポリゴンを更新する。 これにより、筆ポリゴン利用者の更なる利便性向上及び高度利用の促進を図る。																													◎農林水産省		
06-41	サイバーボートの整備(港湾物流分野)	サイバーボート(港湾物流)へ接続可能な港湾関係者数(令和7年度(2025年度)約650者)	サイバーボート(港湾物流)各種機能の利用回数	港湾物流手続は、各社のグループ内や特定の事業者間での電子化は進んでいるものの、港湾物流に関わるいずれの業種においても、約5割の手続が依然として紙、電話、メール等で行われているのが現状。このため、紙やDFの情報を電子化するための再入力作業や、情報や手続状況の電話問合せなど、非効率な作業が発生。 令和3年(2021年)4月に第一次運用を開始した、サイバーボート(港湾物流分野)について、令和4年度(2022年度)は輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)との直接連携強化等の機能改善や利用促進を図るとともに、運営体制の確立に向けた検討を進める。 これらの取組により、民間事業者間での情報の再入力・照合作業の削減やトレーサビリティの確保による港湾物流分野の生産性向上を図る。	◎	◎																											◎国土交通省、デジタル庁、財務省		
06-42	良好な労働環境と世界最高水準の生産性を有する「ヒト」を支援するAIターミナルの実現	「ヒト」を支援するAIターミナルの実現に向け、以下の取組を実施 ・熟練技能者の暗黙知の継承(令和3年度(2021年度)まで) ・コンテナ設置場所の最適化(令和2年度(2020年度)まで) ・コンテナダメージチェックの効率化(令和4年度(2022年度)まで)	ヒトを支援するAIターミナルを実現したコンテナターミナルの稼働率(令和5年度(2023年度)までに、コンテナ船の大型化に伴ってその運航スケジュールを遵守した上で、外來トレーラーのゲート前待機をほぼ解消(令和5年度(2023年度)まで)	近年の大型コンテナ船の寄港の増加によるコンテナ船の荷役時間の長期化やコンテナターミナル周辺での渋滞の深刻化に対応するため、国土交通省港湾局において、「ヒト」を支援するAIターミナルを実現し、良好な労働環境と世界最高水準の生産性を創出する。 令和元年度(2019年度)に創設した遠隔操作RTG(※)の導入に係る支援制度を活用し、遠隔操作RTG等の導入を促進する。また、これら荷役機械の生産性向上に資するAI等を活用したターミナルオペレーション最適化実証事業を始めた。AIターミナル高度化実証事業を実施している。 令和2年度(2020年度)までに開発したターミナルオペレーションの最適化に資するシステムを活用し、荷役回数の最小化の改善効果等について明らかにしつつ実装を進めるとともに、令和4年度(2022年度)までに、その他の所要のシステムについても開発する。																													◎国土交通省、デジタル庁		

(※)タイヤ式門型クレーン(Rubber Tired Gantry crane)





施策番号	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	官庁法第3章基本的施策の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)															デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)										府省庁名	
					10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条		34条
09-03	ガバメントソリューションサービスの整備	移行されたネットワーク環境の数	広大な全国規模の閉域網を商用サービスを介す国自ら提供することを実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 政府のネットワーク環境は、府省庁単位や部局単位に整備されており、府省庁間連携、利便性、費用対効果の観点での課題がある。これらの課題解決及び行政機関における、生産性やセキュリティの向上を図るため、デジタル庁は「ガバメントソリューションサービス」を提供する。</li> <li>- 新府省庁間ネットワークの構築について、令和4年度(2022年度)においては、各府省庁等ごとの個別の移行計画を策定し、これに基づき、ネットワークの切替えを順次実施し、令和5年度(2023年度)中の切替完了を目指す。</li> <li>- 全国ネットワークの整備について、国独自の回線網を令和4年度(2022年度)から運用できるよう整備を進める。また、令和5年度(2023年度)以降においては府省LAN統合の拡大と併せてその整備範囲を広げ、令和7年度(2025年度)までに全国拡大を目指す。</li> <li>- 府省LAN統合について、令和4年度(2022年度)においては、人事院、個人情報保護委員会の統合を実施し、また、農林水産省の統合に係る作業を開始する。このほか、令和5年度(2023年度)以降にネットワーク更改等を迎える府省庁について、当該環境への移行を原則とする。さらに、令和3年度(2021年度)にデジタル庁において整理したロードマップを基に、各府省庁はこれを中長期的な計画に反映して、取組を進める。</li> <li>- 公的機関統一ID基盤の構築について、令和4年度(2022年度)から、一部の府省庁において当該基盤で管理し、統一された基準による評価検証を実施。令和5年度(2023年度)からの本格的な運用を目指す。また、当該基盤の国際連携について、各国との協議を令和4年度(2022年度)中を目途に開始する。</li> <li>- これら、新府省間ネットワークの構築、全国ネットワークの整備、府省LAN統合及び公的機関統一ID基盤の構築により、職員の柔軟な働き方を可能にし、業務効率、職員の生産性、費用対効果等の向上、テクノロジー、セキュリティ等の継続的な更新を前提とする柔軟なデジタル行政基盤の実現を目指す。</li> </ul>																											◎デジタル庁、 全府省庁
09-04	5か年スパンを前提とした中長期的なシステム整備等の計画の策定と実施の徹底	5か年計画の策定と適宜改定	国の情報システムの運用・改修コスト削減(令和7年度(2025年度):令和2年度(2020年度)比)	<ul style="list-style-type: none"> <li>- これまで、各府省庁は、重点計画等に沿って、情報システムの整備を進めてきたところ。</li> <li>- 重点計画の内容を踏まえ、デジタル庁を含む各府省庁は、デジタル庁の戦略・全体方針策定の基盤となる情報(プロジェクトのフェーズ、行政手続のオンライン化状況)や政府全体として真に取り組むべき内容を具現化する事項を詳細化した中長期的な計画を策定する。</li> <li>- デジタル庁はその中長期計画を統括し、本重点計画等に沿ってプロジェクト監理を実施することで画として業務改革(BPR)と統一的な情報システム整備を徹底する。これにより、利用者目線での行政サービスの改革と業務システムの改革を一体的に推進する。</li> </ul>	◎	○																○	○							◎デジタル庁、 全府省庁	
09-05	独立行政法人の情報システムに係る目標策定・評価の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 整備方針の策定を踏まえた「独立行政法人の目標策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」の改定</li> <li>- 全法人のうち、整備方針を踏まえた目標を策定している法人の割合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 独立行政法人における情報システムの整備・運用の改善※本KPIについては、欄別調査の実施後に修正を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 独立行政法人の情報システムの整備・運用については、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル庁大臣決定。以下「整備方針」という。)が策定され、国から横断的な方針が示された。また、整備方針を踏まえた独立行政法人の目標策定・評価を推進する観点から、総務省と協力し、デジタル庁が総合調整機能の一環として主務大臣による目標策定・評価に一定の関与を行う仕組みが設定された。</li> <li>- 上記仕組みを的確に運用するため、各主務大臣は、令和4年度(2022年度)中に速やかに所管の全ての独立行政法人の目標について、デジタル庁に協議の上、整備方針を踏まえたものとなるよう変更するとともに、令和5年度(2023年度)以降は整備方針を踏まえた取組について適正に評価を実施し、デジタル庁は必要に応じて意見を述べる。</li> <li>- これにより、独立行政法人の情報システムについても整備方針にのっとり整備・運用が行われ、効率化や国等との相互連携が確保されることが期待される。</li> </ul>	○						◎										○	○			◎						◎デジタル庁、 総務省
09-06	独立行政法人の情報システムの棚卸	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 独立行政法人の情報システムに係る調査の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 独立行政法人の情報システムに係る基礎情報の整備</li> <li>- 技術的助言等の支援等を行うための情報システムの体系的な整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 独立行政法人の情報システムについて、現状その全容は把握されておらず、整備・運用に係る具体的な改善策を検討することは困難な状況。</li> <li>- 独立行政法人の情報システムの整備・管理について、全体の状況を把握するため、令和4年度(2022年度)に棚卸調査を行い、当該調査を実施。</li> <li>- これにより、独立行政法人の情報システムについてデジタル庁が技術的助言等の支援等を行うに当たっての基礎となる情報が整備されることが期待される。</li> </ul>	○						◎									○	○			◎						◎デジタル庁、 総務省	
09-07	被災者支援におけるマイナポータル活用の推進	被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体(都道府県)数	取扱機関(市町村)数	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 被災者支援制度の周知及び各種手続に係る被災者と行政の負担軽減を実現することが重要。そのため、令和2年(2020年)8月に「被災者支援制度におけるマイナポータルの活用に関するガイドライン」を改訂し、地方公共団体に周知するほか、会議等の場においてもマイナポータルの活用を促している。</li> <li>- 引き続き、地方公共団体に対して、通知の発出や会議等の場を通してマイナポータルの活用を促していく。</li> <li>- あらゆる機会を設けて継続的に普及啓発を促し、電子申請機能を活用した各種手続に係る被災者と行政の負担軽減を図っていく。</li> </ul>	◎						◎											◎	○			○					◎内閣府、◎デ ジタル庁
09-08	登記情報システムに係るプロジェクトの推進	各手続における登記情報連携の利用状況	各手続における登記事項証明書の添付省略の活用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 登記情報システムは、不動産取引の安全と円滑に資する不動産登記、企業取引等の安全と円滑に資する商業・法人登記等に關する事務を処理する情報システムであり、登記事務の増加への対応及び国民サービスのより一層の向上を図る抜本的な施策として、登記事務をコンピュータで処理する情報システムとして昭和63年(1988年)から導入を開始している。</li> <li>- これまで、メインフレームを中核として構成された情報システムからオープン化した情報システムに切り替えるなど、運用等経費の削減に取り組んできたが、現状、以下のような課題を抱えている。</li> <li>① 行政機関等への各手続において、当該手続の添付書類として登記事項証明書を求めているものが数多くあり、手続の度に登記事項証明書を取得し、行政機関等に提出する必要があるため、これらの登記事項証明書の入手に係る費用・時間等が負担となっている。</li> <li>② 登記情報システムは、年間運用等経費に係る予算規模が政府情報システムの中でも大きいシステムであるところ、政府方針等に基づき、運用等経費の削減に取り組んでいく必要がある。</li> <li>- 以上の課題を解決するために、以下について実現を目指す。</li> <li>① 行政機関等への各手続において、行政機関が添付書類によらずに登記事項を確認することを可能とするために構築された行政機関間情報連携システムの活用により、国民の各手続に係る負担を低減する。</li> <li>② 情報システムの更改を契機として、システム運用等経費の削減を進めていく。</li> <li>- 以上の目標を実現するために、以下について取り組む。</li> <li>① 連携先である各行政機関のニーズを踏まえ、必要に応じて登記情報システムを改修するなどして利便性の向上を図る。</li> <li>② 令和6年度(2024年度)までに更改が予定される次期システムにおいては、一部拠点への集約を実施するとともに、代行環境をクラウド化するなどのシステム構成の見直しや運用等業務の精査等による工数見直しを行い、効率的な運用を図ることを目指すほか、所有者不明土地問題等の社会的要請への対応に配慮しつつ、引き続き、運用等経費の削減を目指す。</li> <li>- また、法務省とデジタル庁において、次々期以降のシステム更改を見据え、中・長期的な課題を解決するための協体制度を強化し、更なるシステム構成の見直し、業務改革等の登記情報システムに関する将来構想に係る検討を積極的に進め、運用等経費の更なる削減を目指す。</li> </ul>	◎																				◎						◎法務省、デジ タル庁









施策番号	施策名	KPI (進捗)	KPI (効果)	課題・取組概要(スケジュール・効果)	官庁法第3章基本政策的の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)															デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条(◎:主に該当するもの、○:連携するもの)										府省庁名	
					10条	11条 1項 2項	11条 3項	12条	13条	14条	15条 1項	15条 2項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条		34条
09-32	高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピュータの技術開発事業	<革新的AIエッジコンピューティング技術の開発> 令和4年度(2022年度)において、従来比10倍以上の消費電力性能を実現する技術を開発 <次世代コンピューティング技術の開発> 令和9年度(2027年度)において、従来比100倍以上の消費電力性能を実現する技術を開発 <エッジ領域におけるヘテロジェニアスデバイスのための技術開発> 令和6年度(2024年度)において、従来比10倍の電力効率向上を実現する技術を開発	令和19年度(2037年度)において約3.275万t/年のCO2削減	-IoT社会の到来により急増した情報を効率的に活用するためには、従来のサーバ集約型のクラウドコンピューティングに加えて、ネットワークのエッジ側で中核的な情報処理を行うエッジコンピューティングにより、情報処理の分散化を実現することが不可欠である。 -本事業では、エッジ側で動作する超低消費電力コンピューティングや、新原理により高速化と低消費電力化を両立する次世代コンピューティング(量子コンピュータ、脳型コンピュータ等)等の実現に向けて、ハードとソフトの一体的な技術開発を実施する。 -これにより、ポストムーア時代における我が国情報産業の競争力強化、再興を目指す。																										◎	◎ 経済産業省
09-33	リモートセンシング技術のユーザー最適型データ提供に関する要素技術の研究開発	リモートセンシングデータの活用が見込まれる機関等が期待するデータで、3段階(※)の伝送容量内で適切に伝送するため、AI等を用いたデータ圧縮・復元技術を開発する。 ※100Mbps(光回線)、10Mbps(携帯電話回線)、400kbps(衛星通信回線)の3段階	研究開発終了5年後(令和11年度(2029年度))までに、開発した圧縮・復元技術を活用したデータ提供システムの導入を2件以上行う。	-我が国では、年間2兆円を超える水災害による被害が発生しており、特に近年のゲリラ豪雨では、急激な河川の増水や道路冠水等により甚大な人的・物的被害が発生している。これら被害を最小限にするためには、発災の兆候をいち早く観測・分析する必要がある。 -高性能レーダーにより降雨等の情報を高精度に観測可能なリモートセンシング技術は、豪雨災害予防等の防災・減災分野での導入が見込まれるものの、その観測データ量が膨大であるためリアルタイムのデータ伝送に課題を有していることから、データの圧縮・復元技術に関する研究開発を実施する。 -本施策により、平時はもとより災害時等の限られた通信環境下にあっても、間断無くリアルタイムにデータ提供が行え、激甚化する災害被害の低減に向けた環境を構築することができる。																										◎	◎ 総務省
09-34	光・量子飛躍フラッグシッププログラム(Q-LEAP)	量子技術イノベーション戦略の実施状況(令和元年度(2019年度)策定)	100量子ビットのコンピュータの利用環境整備	-平成30年度(2018年度)から実施している「光・量子飛躍フラッグシッププログラム(Q-LEAP)」により、①量子情報処理(主に量子シミュレータ・量子コンピュータ)、②量子計測・センシング、③次世代レーザーの3領域における研究開発を着実に推進し、経済・社会的な重要課題を解決につなげることを目指す。また、令和2年度(2020年度)からは、本戦略で定めた量子融合イノベーション領域である「量子AI」「量子生命」についても新規Flagshipプロジェクトにより研究開発を推進し、量子融合イノベーション領域の早期社会実装を目指す。 -量子情報処理領域(主に量子シミュレータ・量子コンピュータ)においては令和9年度(2027年度)に100量子ビット以上の実装、クラウドサービスによるアプリケーションの提供を行うことを目指す。 -量子融合イノベーション領域の「量子AI」では令和11年度(2029年度)に量子優位性を活用したアプリの提供や、量子AIによる実問題の解析を実現する。																										◎	◎ 文部科学省
09-35	経済・産業・安全保障を飛躍的に発展させる誤り耐性型汎用量子コンピュータの実現(ムーア型研究開発制度 目標6)	ムーア型目標達成に向けて実施している研究開発プロジェクト数	ムーア型目標達成に資する成果が創出されたと評価された数	-従来のコンピュータの進歩が限界に達すると言われていた中で、Society 5.0の実現に向けて爆発的に増大する様々な情報処理の需要に対応できるようにすることが重要であり、そのためには、経済・産業・安全保障を飛躍的に発展させる誤り耐性型汎用量子コンピュータの実現が鍵となる。 -ムーア型研究開発制度においては、ムーア型目標である、誤り耐性型汎用量子コンピュータの実現に貢献する研究開発を進める。 -令和12年(2030年)までに、一定規模のNISQ量子コンピュータを開発するとともに実効的な量子誤り訂正を実施する。 -令和32年(2050年)までに、経済・産業・安全保障を飛躍的に発展させる誤り耐性型汎用量子コンピュータを実現する。(ムーア型目標)																										◎	◎ 文部科学省 内閣府
09-36	量子暗号通信網構築のための研究開発	・地上系における量子暗号通信技術の高性能化(令和6年度(2024年度)末までに現状の3倍程度(45kmで1Mbps程度)の高速度を可能とする技術を開発する) ・衛星系・地上系統合ネットワーク化技術の確立(令和7年度(2025年度)末までに数百km～数千kmといった大陸間スケールでのネットワークを構築できる機能を検証する)	・研究開発成果の製品化(令和11年度(2029年度)までに計2種類以上(地上系)、令和12年度(2030年度)までに計1種類以上(衛星系))	-近年の量子コンピュータ研究の加速化により、実用的で大規模な量子コンピュータが実現されることで、現代暗号の安全性が破綻することが懸念されている。 -量子コンピュータ時代においても国家間や国内重要機関間の機密情報のやり取りを可能とするため、地上系における量子暗号通信技術の高高度化技術(長距離リンク技術及び中継技術)を開発し、衛星系については、衛星ネットワーク化技術の確立及び地上系との統合検証に向けた研究開発を行う。 -これにより、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。																										◎	◎ 総務省
09-37	データ駆動型研究開発を推進するためのマテリアル研究開発プラットフォームの基盤整備	・令和5年度(2023年度)までに、全国的な先端共用設備提供体制で創出されたデータを一元的に集約・蓄積・活用するためのシステムの試験運用を開始し、令和7年度(2025年度)までに本格運用開始 ・令和3年度(2021年度)までに、AISTの地域センターをコアとしたプロセスイノベーションプラットフォームを全国3か所以上で整備し、令和6年度(2024年度)までに本格運用開始	・令和7年度(2025年度)までに、全国的な先端共用設備提供体制からデータ創出件数を約100万件/年 ・令和6年度(2024年度)までにプロセスイノベーションプラットフォームの産学利用件数が40件以上	-令和3年(2021年)4月に策定された「マテリアル革新力強化戦略」のアクションプランとして、「マテリアルデータと製造技術を活用したデータ駆動型研究開発の促進」が掲げられている。 -このため、国立研究開発法人物質・材料研究機構(NIMS)を中心として、全国の大学・研究機関の最先端共用設備から創出されるマテリアルデータを機関の枠組みを超えて共有・活用するための体制整備を推進。 -また、マテリアル分野の中小企業・ベンチャーを中心とした技術開発支援に向け、国立研究開発法人産業技術総合研究所(AIST)の地域センターに、データ収集システムを備えた一気通貫のマテリアルプロセス開発設備の整備を進めている。 -これらの取組により、産学官のマテリアルデータの戦略的な収集・蓄積・利活用が促進され、データ駆動型のマテリアル研究開発が全国で実施、革新的新材料の創製とその迅速な社会実装に繋がる。																										◎	◎ 文部科学省、 ◎ 経済産業省
09-38	マテリアル分野をユースケースとした「研究DXプラットフォーム」の構築	・全国的な研究データ基盤の整備状況 ・マテリアル研究開発プラットフォームとの連携状況 ・マテリアル分野の以外の研究開発プラットフォームとの連携状況 ・最先端大型研究施設との連携状況	・全国的な研究データ基盤の構築(令和8年度(2026年度)) ・マテリアル研究開発プラットフォームとの連携 ・ライブ、防災等の分野の研究開発プラットフォームとの連携 ・最先端大型研究施設との連携	-我が国が世界に誇る情報インフラ(スパコン、SINET)や研究データベース、先端共用施設群や大型研究施設などのポテンシャルと強みを相乗的に生かし、世界を先導する価値創造の核となる「研究DXプラットフォーム」を構築する。そのため、まずは材料データの収集・蓄積・活用促進の取組の実績を持つマテリアル分野をユースケースに、研究データの創出、統合、利活用まで一気通貫した研究のデジタルトランスフォーメーション(研究DX)を推進する。																										○	◎ 文部科学省



